



図 7-6 市民利用スペースの例



図 7-7 庁舎内に設けられた売店の例



図 7-8 会議室の例



図 7-9 市民も利用できる食堂の例

② 歴史・文化を尊重し、まちづくりの拠点となる庁舎

本市の歴史や文化を尊重し、周辺環境に配慮した景観を整備することにより、市民に親しまれ愛着を持つことができる庁舎とします。歴史・文化の情報発信や市民の学習・文化活動を推進する文化の拠点として、文化交流の場、心安らぐ憩いの場となる庁舎とします。さらに、地場産業のPR機能を備えた観光物産の展示・販売スペースや観光案内所の設置を検討します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

歴史・文化交流に関する機能

- ロビー空間を活用したコミュニティスペースや市民ギャラリー
- 気軽に利用できる談話コーナーや喫茶スペース
- 市民が文化活動など多様な活動に利用できる会議室などのスペース
- 歴史的・文化的な魅力や観光情報、市政やイベントなどのPRコーナー
- 地場産業のPR機能を備えた観光物産の展示・販売スペース

景観整備に関する機能

- 周辺環境と調和する建物（形態、意匠、素材）